

こども食堂・未来応援基金市町村域ネットワーク助成事業

実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会こども食堂・未来応援基金設置規程（以下「規程」という）第6条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象は、原則として、県内のこどもに対する支援活動を実施する団体（二人以上の者が共同の目的を達成するために結合した集団のこと。）及び法人（以下「団体等」という）が5団体以上加盟する市町村域ネットワークとする。ただし、5団体に満たない場合でも市町村域ネットワークとしての活動実績又は事業計画の実行性が認められる場合はこの限りではない。なお、法人格の有無は問わない。

- 2 前項における団体等は、こども食堂や学習支援、フードパントリー等、こどもや子育て家庭に対して、無償もしくは原価に近い低額で食事や居場所の提供等を行う者とする。
- 3 第2条第1項における市町村域ネットワークは、単一市町村の区域内で活動するネットワークまたは、隣接する2～3の市町村の区域内で活動する団体が共同で立ち上げるネットワークとする。
- 4 単一市町村の市町村域ネットワークは、当該市町村に所在する団体で構成すること。2～3の市町村の場合には、構成する市町村に所在する団体が加盟していること。
- 5 市町村域ネットワークの活動エリアとなる当該市町村又は市町村社会福祉協議会がネットワークに加盟しているか、連携し活動状況を把握していること。
- 6 団体等が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。
- 7 第2条第1項から第6項の規定を満たすことで対象となるが、その他本会会長が認める場合はこの限りではない。

(対象となる事業等)

第3条 助成対象事業は、第2条における市町村域ネットワークの機能強化等を目的とした事業とし、予算の範囲内において助成する。

- 2 助成対象経費は、事業実施のために必要な全ての経費とし、助成額は1市町村域ネットワークにつき原則20万円以内とする。ただし、対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成する。
- 3 助成事業の対象実施期間は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書及び関係書類を、本会会長に提出しなければならない。

(審査)

第5条 本会会長は、申請書及び関係書類を審査し、助成金の交付を決定したときは、様式第2号の交付決定通知書を申請者に交付するものとし、それ以外のときは、助成金の不交付の旨を通知するものとする。

(使用制限)

第6条 助成金の交付を受けた者は助成金の交付の対象となった事業以外の事業に助成金を支出してはならない。

(助成事業の内容変更)

第7条 助成金の交付を受けた者で、助成事業の内容の変更を余儀なくされた場合には、事前に本会へ連絡をしなければならない。

(返還)

第8条 次のいずれかの理由に該当する場合は、助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- 2 この助成金を交付の対象となった事業以外に使用したとき
- 3 助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき
- 4 事業変更又は廃止により助成金が不要になったとき
- 5 事業が対象実施期間までに実施できないとき

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、翌年度4月30日までに、様式第3号の実績報告書及び関係書類を本会会長に提出しなければならない。

- 2 実績報告により助成交付額を確定するものとし、第7条に定める返還理由に該当する場合は、返還額を通知して返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から適用する。